



認定区分について



お子様の年齢は？

満3才～5才

0～2才

「保育を必要とする事由」
に該当しますか？

「保育を必要とする事由」
に該当しますか？

いいえ
(幼稚園機能)

はい
(保育所機能)

はい
(保育所機能)

いいえ

1号認定
(教育標準時間認定)

2号認定
(保育認定)

3号認定
(保育認定)

認定なし

園に申込

新2号認定
(月48h以上就労)

園に申込

○標準時間認定
(月120h以上就労)

三原市に申込

○短時間認定
(月48h以上就労)

三原市に申込

○標準時間認定
(月120h以上就労)

三原市に申込

○短時間認定
(月48h以上就労)

三原市に申込

1号と2・3号では施設を利用できる時間が違います。

1号 4時間程度

新2号 4時間程度+預かり保育料の軽減

2・3号 (短時間) 最長8時間

2・3号 (標準時間) 最長11時間

「短時間認定」 就労時間が月48時間以上120時間未満

「標準時間認定」 就労時間が月120時間以上

※満3才は1号認定ですが、第2子以降のお子様で
新2号と同じ条件を満たす場合は、預かり保育料の
補助が出ます。